令 2 薬 務 第 1 9 8 号 令和 2年(2020年)5月18日

薬局開設者 様

山口県健康福祉部薬務課長

電話や情報通信機器を用いた服薬指導等の実施に伴う 薬局における薬剤交付支援事業について

令和2年5月7日付け令2薬務第165号で通知しているこのことについて、 一般社団法人山口県薬剤師会が実施主体となって行っているところですが、事業の取扱いについて下記1のとおり連絡がありましたのでお知らせします。

なお、詳細については下記2を御確認ください。

記

1 各薬局からの請求は毎月末締めで所定のエクセル表にて報告することと しているが、これとは別に毎日の支援対象額をフォームから報告することを 追加。

なお、この入力フォームからの報告がなかった請求については、支援の対象外となる場合がある。

## 【追加の理由】

山口県薬剤師会に割り当てられた予算については、年度途中で終了となることが想定されることから、予算施行状況を毎日正確に把握する必要があるため。

## 【毎日報告の開始時期】

4月30日から5月24日までの対象分については、5月25日までに回答。 それ以降については、翌開局日の午前10時までに回答。

2 当該事業及び入力フォームについて

URL: http://yama-yaku.or.jp/haitatu/news2020/corona-0410.htm

【山口県薬剤師会トップページ 〉お知らせ】

実施主体:一般社団法人山口県薬剤師会

TEL 083 - 922 - 1713

薬事班

TEL 083-933-3020

FAX 083-933-3029